

# 水泳競技申し合わせ事項

開催日:令和2年5月23日(土)、令和2年5月24日(日)

会場:東京都多摩障害者スポーツセンター プール

## 競技規則

本項に定める以外は、令和2年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

## 競技方法(※2日間通して出場することはできない)

- (1) 予選は行わず、各組ごと1回の決勝とする。
- (2) 参加者の少ない障害区分または年齢区分は、他の区分と同時に競技する場合がある。
- (3) 【大会1日目】5月23日(土)は、全国大会派遣選手選考の部とし「競技規則」にしたがって泳ぐことができる者が出場でき、プール内への入場は選手の他、入退水時の介助者、合図棒による合図のための介助者のみとする。
- (4) 【大会2日目】5月24日(日)は、オープン部の部とし「競技規則」にしたがって泳ぐことができる者が出場でき、プール内への入場は、(3)に加え伴泳者のみとする。(※見学・応援のみの方は入場することができない)

## 招集方法

招集開始時刻は競技開始の15分前とし、5分前を招集完了時刻とする。

## 表彰

競技終了後直ちに表彰所にて行う。各種目の各組障害区分または年齢区分別に1位、2位、3位にメダルを4位以下に敢闘賞(知的部門のみ)を授与する。但し、リレー種目のメダル授与については1位から3位までとする。

## 競技順序

☆【全国大会派遣選手選考の部】または【オープン部の部】どちらかの部を選択し申し込むこと。

(双方の部に出場することはできない) ※競技順序は、申込人数により変更する場合がある。

【全国大会派遣選手選考の部】 5月23日(土)(大会1日目)	【オープンの部】 5月24日(日)(大会2日目)	
1. 50m自由形	10. 100m自由形	18. 50m自由形
2. 50m平泳ぎ	11. 100m平泳ぎ	19. 50m平泳ぎ
3. 50m背泳ぎ	12. 100m背泳ぎ	20. 50m背泳ぎ
4. 50mバタフライ	13. 100mバタフライ	21. 50mバタフライ
5. 25m自由形	14. 25m自由形	22. 混合100mフリーリレー
6. 25m平泳ぎ	15. 25m平泳ぎ	(知的障害部門のみ)
7. 25m背泳ぎ	16. 25m背泳ぎ	
8. 25mバタフライ	17. 25mバタフライ	
9. 混合200mフリーリレー (知的障害部門のみ)		

## その他

- (1) 出場種目は、2種目までとする。(申込書は様式個人競技-2「水泳競技参加申込書」を提出)
- (2) リレー種目(知的部門)については、混合100mフリーリレー・混合200mフリーリレーのどちらも各団体の代表1チームずつ出場できる。ただし、同じ団体の者で、個人種目出場者で構成されていなければならない。  
なお、男女の混合比および年齢制限は設けられないが、必ず男女混合でなければならない。(申込書は「リレー出場申込書」を提出)
- (3) オープンの部への出場者は全国大会派遣選手選考の対象とはならない。
- (4) 混合200mフリーリレーは「全国大会派遣選手選考の部」で実施するが、選考の対象とはならない。
- (5) 水着はFINAの公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由によりFINAの公認した水着の着用が不可能の場合は競技開始までに審判長に申し出て許可を得ること。  
※オープンの部については、水着の形状(身体を覆う範囲)が守られていなければ、この限りではない。ただし、水着の重ね着は禁止とする。
- (6) 区分23は光を通さないゴーグルを着用すること。またゴーグルは競技者が用意すること。
- (7) 区分23はターンとゴール際、タッパーが競技者にプールの端に近づいたことをタッピングにより知らせなければならない。指示用の「合図棒」並びにタッパーは各自で用意することが望ましい。
- (8) 知的部門出場者はスタート方法(スタート台の上・横又は水中のいずれか)を招集所で申し出ること。



**【水泳区分解説】**

区分番号	障害区分	解説
<b>●肢体Ⅰ(切断、機能障害で立位。脊髄損傷等で車いすを使用する以外に杖等補装具を使用するなどして歩行が可能な場合も含む)</b>		
1	手部切断	・手部の切断者
2	片前腕切断、片上肢不完全	・(手関節の離断を含む)片側の前腕の切断者 ・一侧の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
3	片上腕切断、片上肢完全	・(肘関節の離断を含む)片側の上腕の切断者 ・一侧の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
4	両前腕切断、両上肢不完全	・(手関節離断を含む)両側の前腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
5	両上腕切断、両上肢完全 片前腕・片上腕切断	・両側の上腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者 ・片側の前腕及び片側の上腕の切断者
6	片下腿切断、片下肢不完全	・(片側の足部の切断を含む)片側の下腿の切断者 ・一侧の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
7	片大腿切断、片下肢完全	・(膝関節の離断を含む)片側の大腿の切断者 ・一侧の股・膝・足関節の全てに機能障害があり補装具なしでは体重を支えきれない者
8	両下腿切断、両下肢不完全	・(足部の切断を含む)両側の下腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
9	両大腿切断、両下肢完全 片下腿・片大腿切断	・(膝関節離断を含む)両側の大腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり補装具なしでは体重を支えきれない者 ・片側の下腿及び片側の大腿の切断者
10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	・片側の上肢及び片側の下肢の切断者 ・片側上肢不完全及び片側下肢不完全の者
11	多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	・三肢以上の切断者 ・片側上肢完全及び片側下肢完全の者 ・両側上肢不完全及び両側下肢不完全の者
12	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない)
<b>●肢体Ⅱ(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺で車いす常用の者。下肢の切断や欠損などの車椅子使用者は肢体Ⅰのそれぞれの該当区分の適応となる。)</b>		
13	第6～第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常だが指の曲げ伸ばしが困難な四肢麻痺者(肩関節、肘関節、手関節の背屈と掌屈がほぼ正常だが、物が握れない)
14	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指の強い開閉ができない)
15	下肢麻痺で座位バランスなし	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができない者
16	下肢麻痺で座位バランスあり	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる者
<b>●肢体Ⅲ(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)</b>		
17	四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	・四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害があり、上肢駆動により車いすを常用している者 ・意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	・両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車椅子や杖、松葉杖などを使用していることが多い) ・上肢に軽度の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
19	片側障害で片上肢機能全廃	・片側障害で患側上肢でストローク動作が全くできない者
20	その他の片側障害で走不能	・片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
21	その他	・上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、17～20の区分に該当しない者
<b>●肢体Ⅳ(区分13、17よりも重度の四肢体幹機能障害で日常的に電動車いす等を使用している者)</b>		
22	浮具使用	・重度の四肢体幹機能障害をもつ者(筋ジストロフィー等)で、浮具を使用する者
<b>●視覚障害 ※視力は両眼の和ではなく、矯正後の良い方の視力で判定する。</b>		
23	視力0から0.01まで	
24	その他の視覚障害	・区分23(視力0から0.01まで)以外の視覚障害で運動が可能な者
<b>●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害</b>		
25	聴覚障害	
<b>●知的障害</b>		
26	知的障害	